

## 訂正箇所

## 本線詳細図 (常総地区)

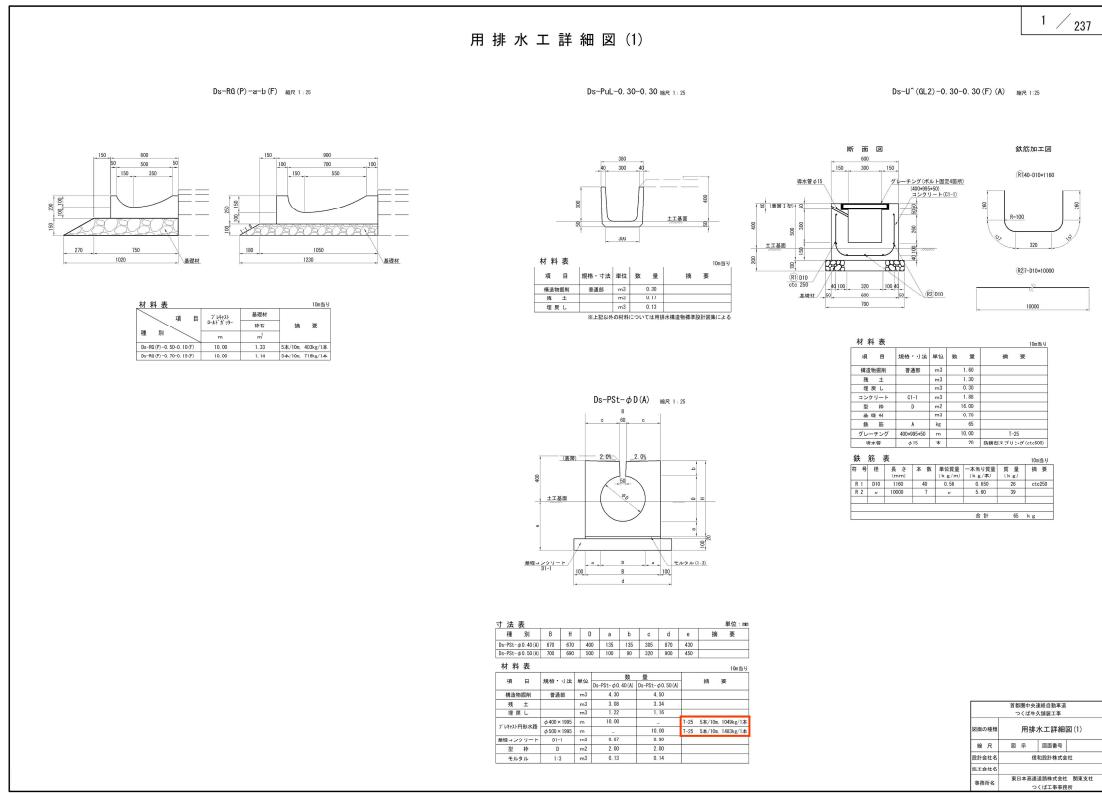
1/237  
用排水工詳  
細図(1)

誤

## 正誤区分

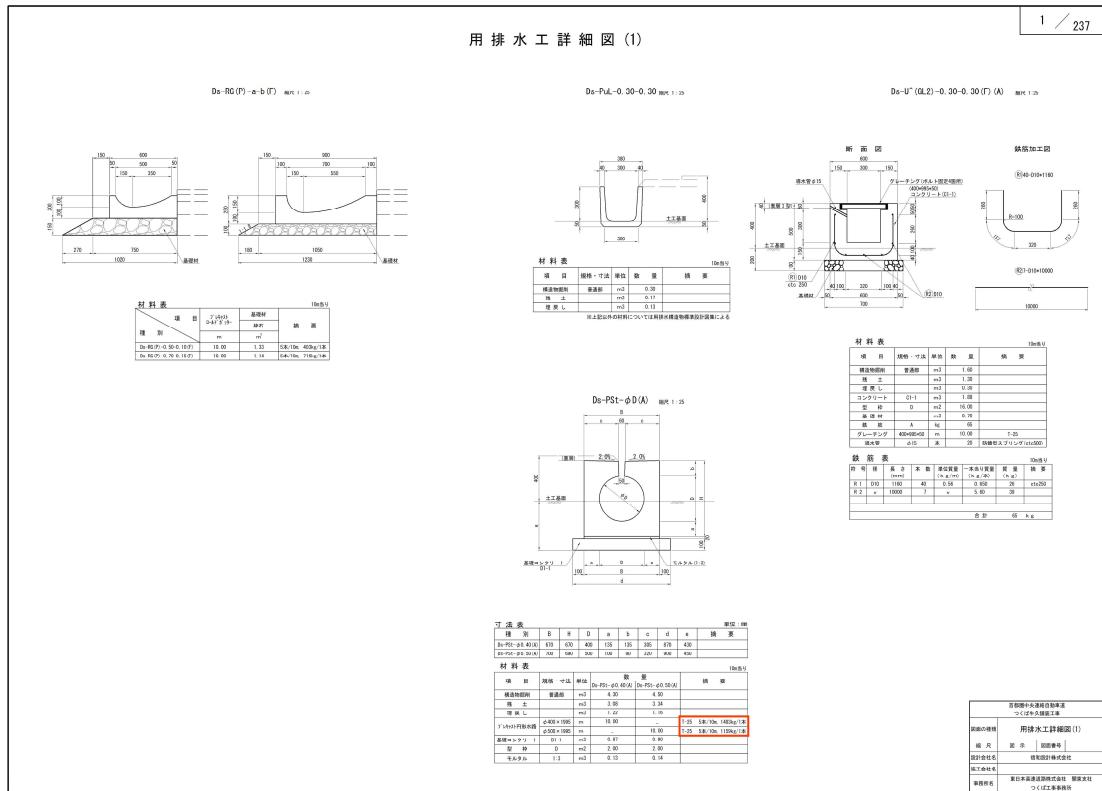
---

1 / 237



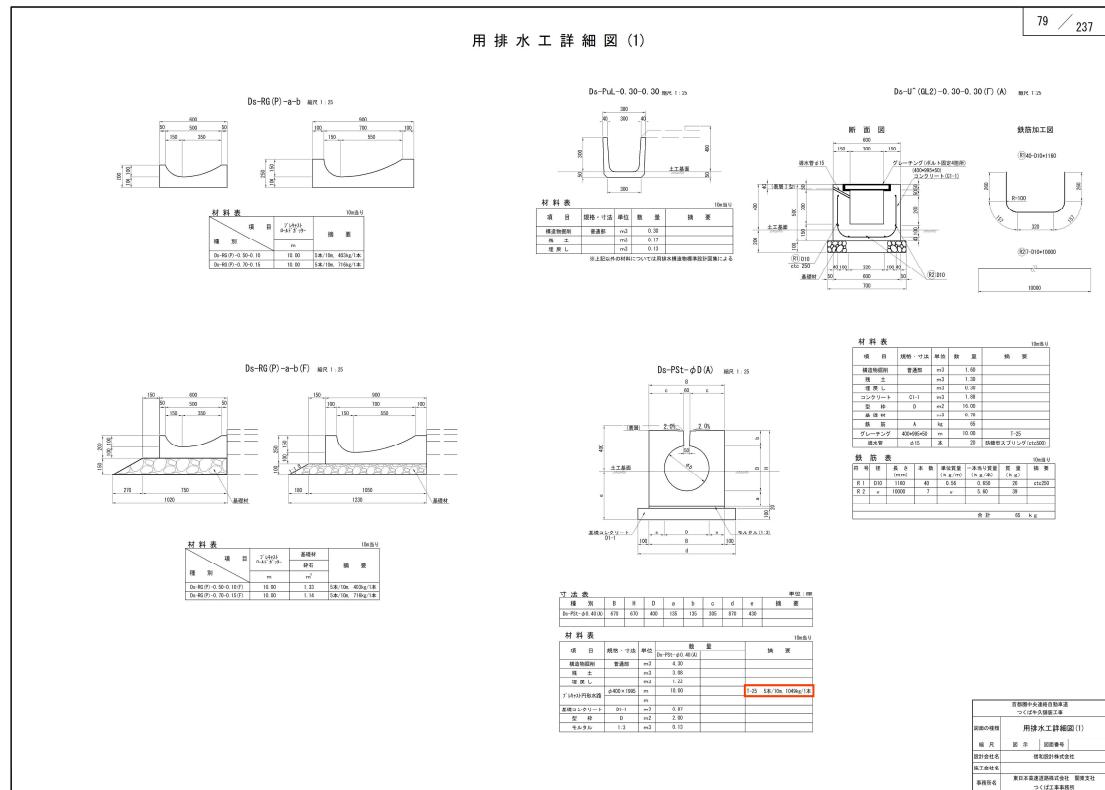
正

1 / 237

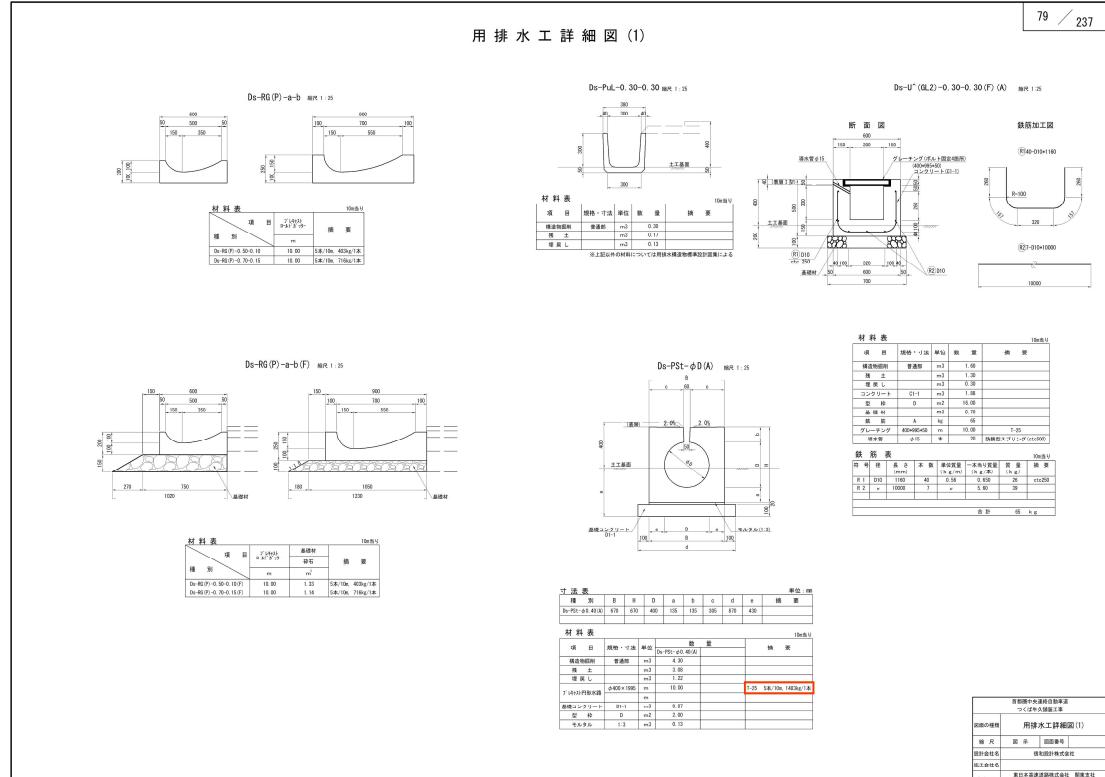


本線詳細図  
(つくば地区)  
79/237  
用排水工詳細図(1)

誤



正

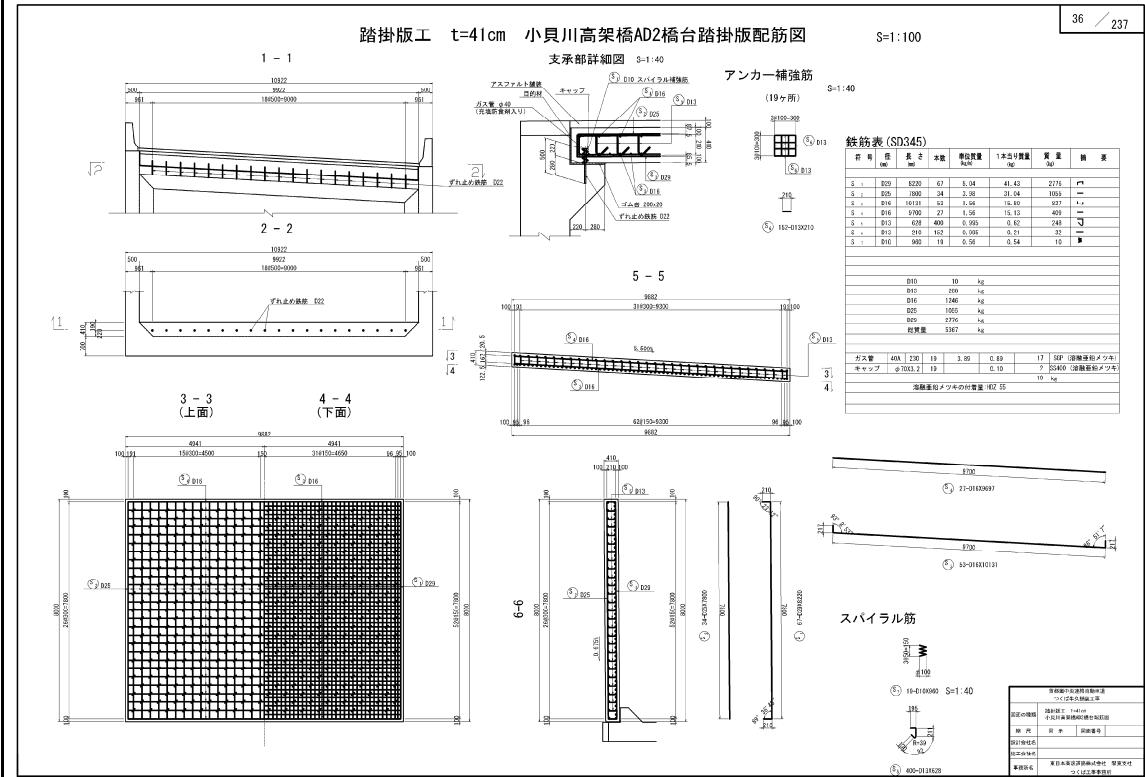


## 訂正箇所

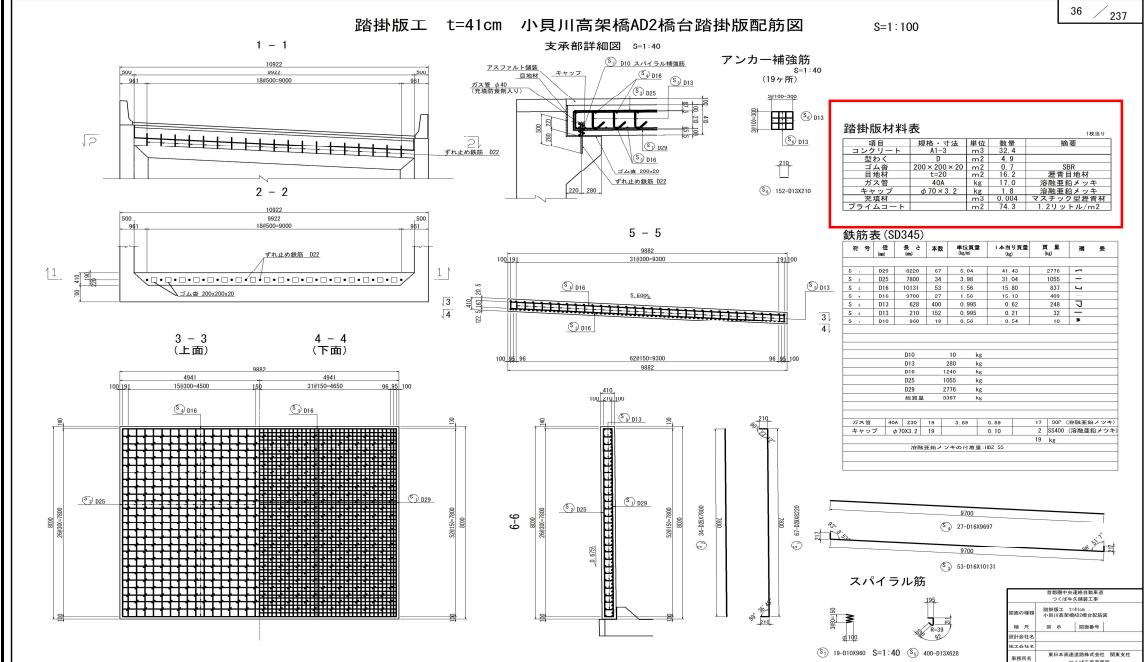
本線詳細図  
(常総地区)  
36/237  
踏掛版工t=41cm  
小貝川高架橋AD2橋台踏掛版配筋図

## 正誤区分

誤



正



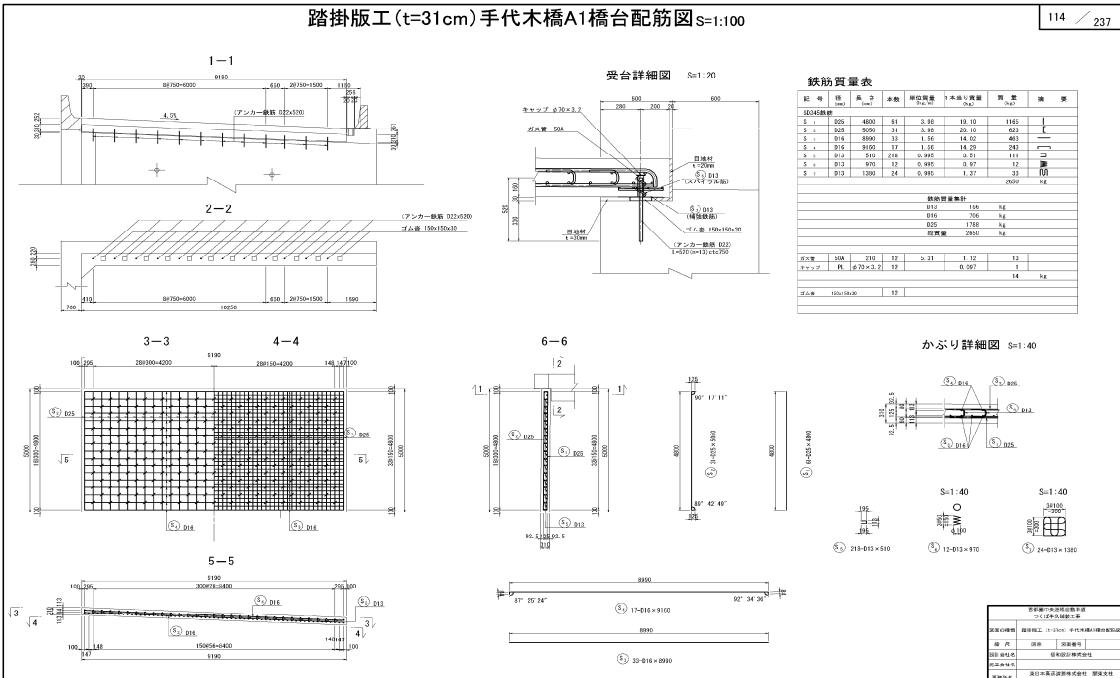
訂正箇所

## 本線詳細図 (つくば地 区)

114/237  
踏掛版工t=31cm  
手代木橋A1  
橋台配筋図

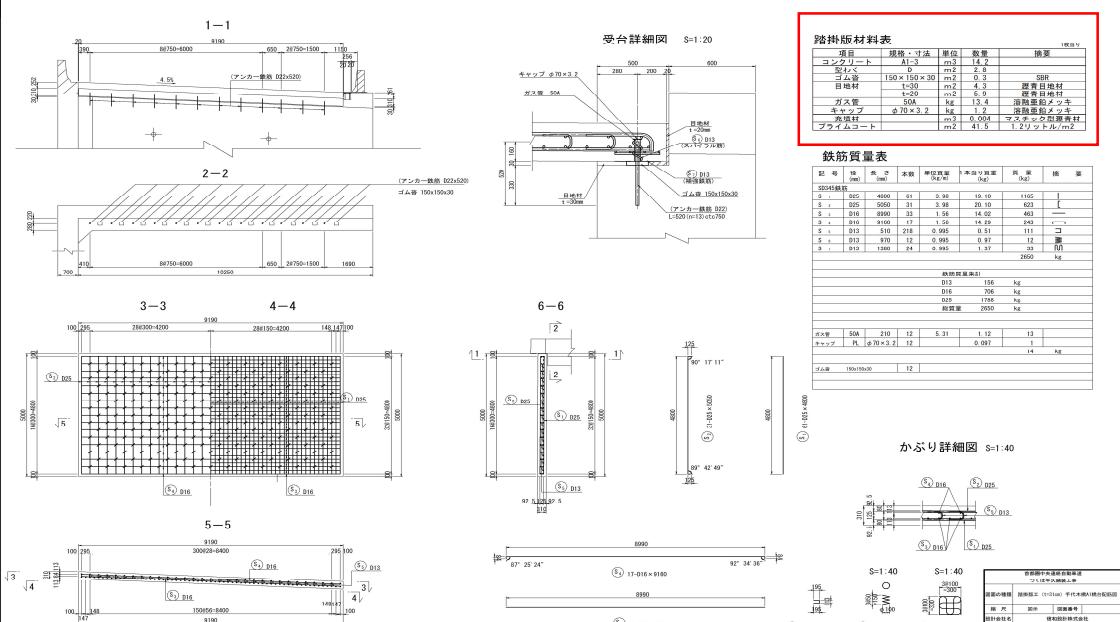
誤

踏掛版工(t=31cm)手代木橋A1橋台配筋図 S=1:100



正

### 踏掛版工(t=31cm)手代木橋A1橋台配筋図 S=1:100



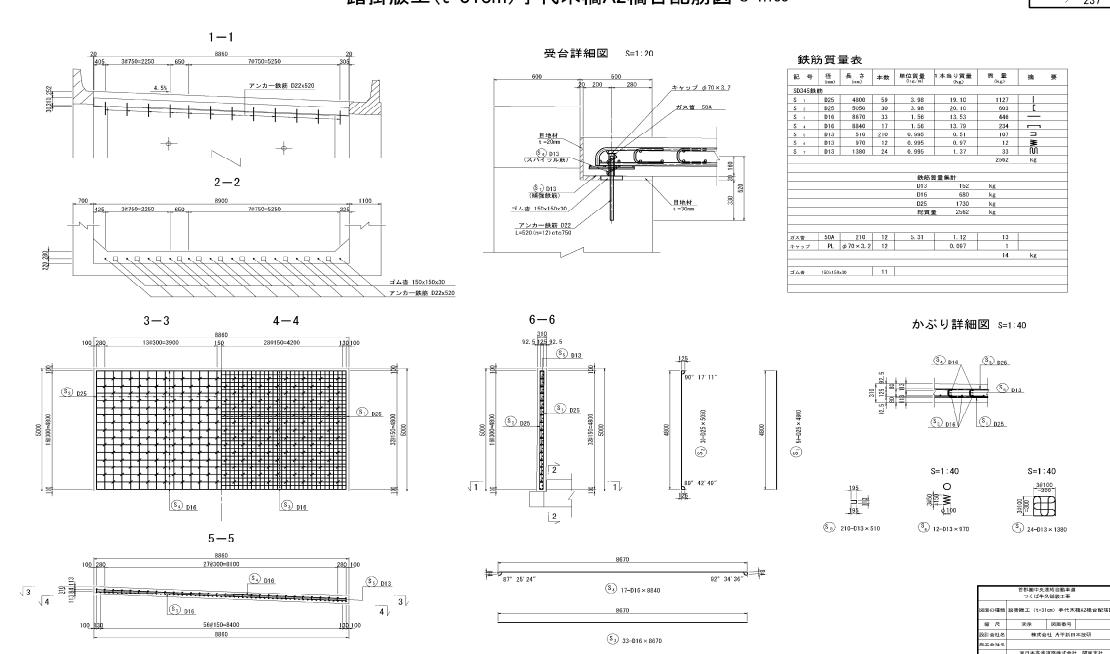
## 訂正箇所

## 本線詳細図 (つくば地 区)

115/237  
踏掛版工t=31cm  
手代木橋A2  
橋台配筋図

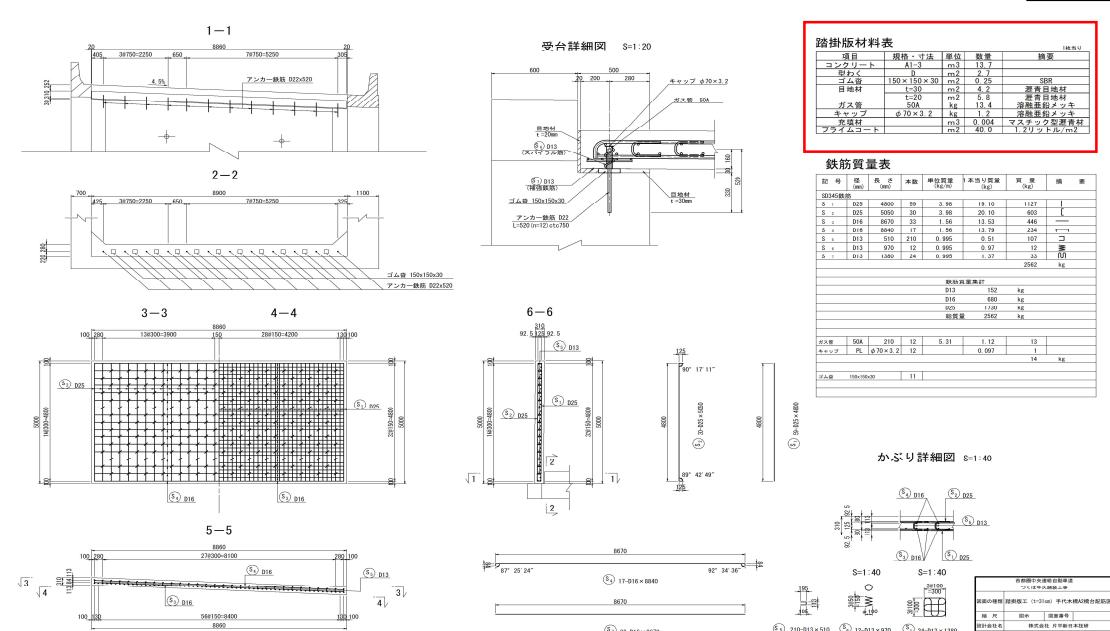
誤

踏掛版工( $t=31\text{cm}$ )手代木橋A2橋台配筋図 S=1:100



正

踏掛版工(t=31cm)手代木橋A2橋台配筋図 S=1:100



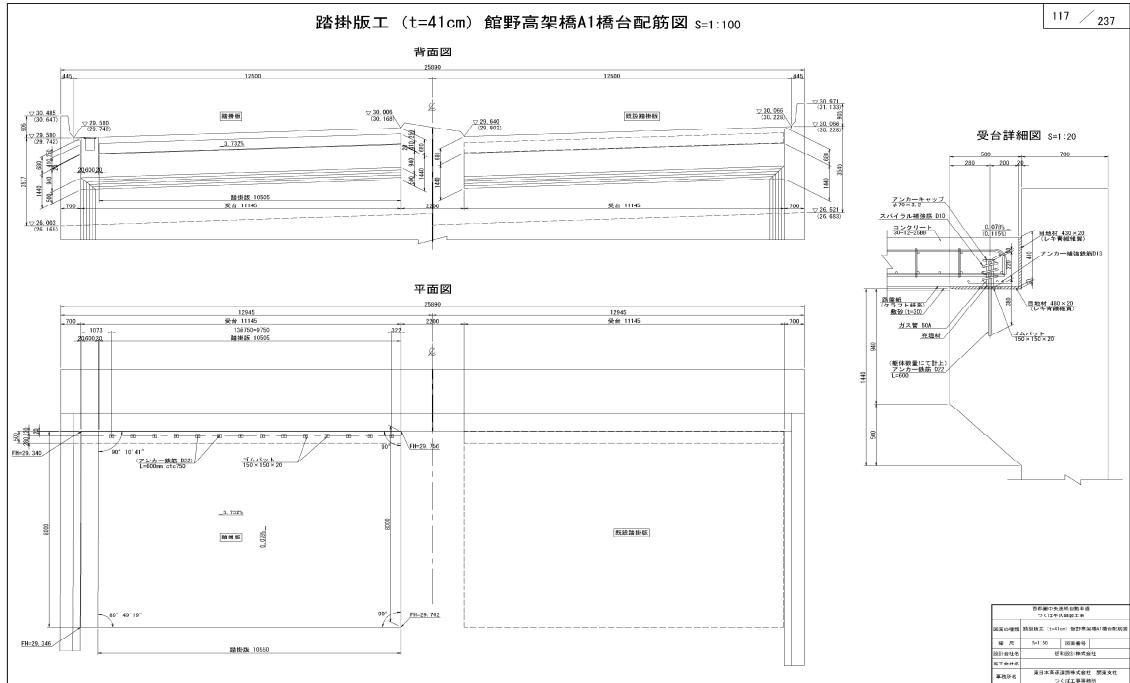
## 正誤区分

## 本線詳細図

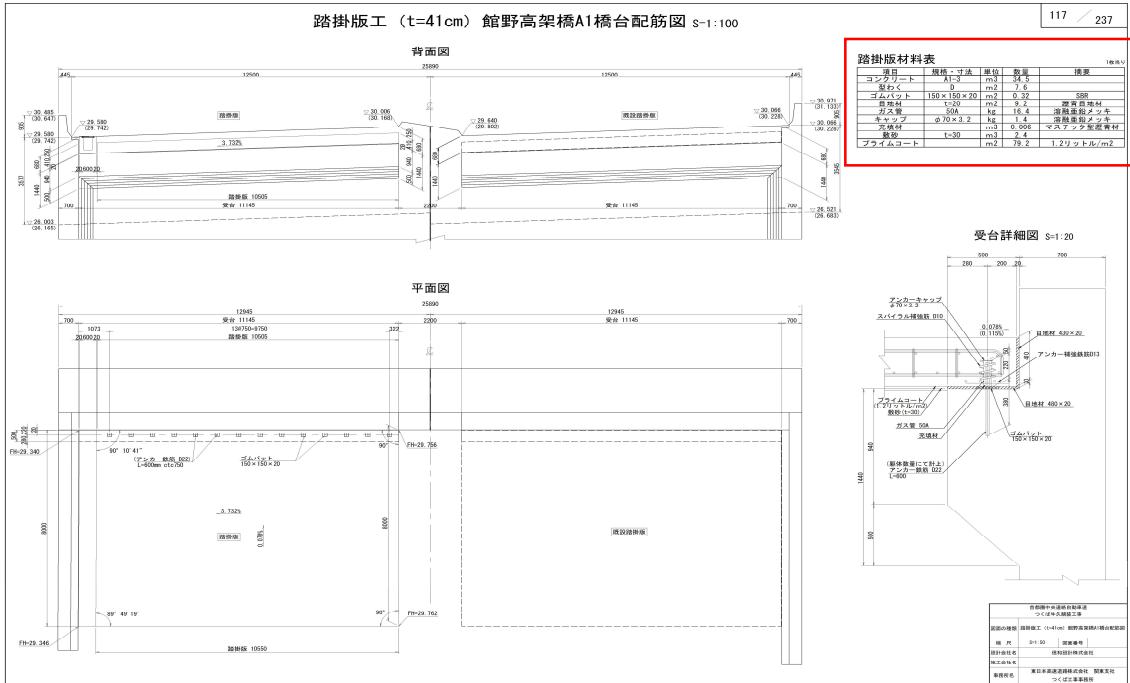
つくば  
地区

117/237  
踏掛版工t=41cm  
館野高架橋  
A1橋台配筋図

誤



正



## 首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

訂正箇所		正誤区分																														
特記仕様書 15-4(1)																																
誤		<p>15-4 使用骨材等</p> <p>(1) 本工事に使用する主要骨材の生産地は、下表のとおりとする。これらの使用に当たっては、現地の生産業者と十分な協議を行い、品質、数量、納期について円滑な納入ができるよう調整するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>採取場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工</td> <td>碎石、碎砂、 スクリーニングス</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>細砂</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工</td> <td>碎石、スクリーニングス</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>細砂</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セメント安定処理路盤工</td> <td>碎石、スクリーニングス</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員の確認を得て他の材料を使用することができる。</p> <p>(3) 前記、産地からの材料調達に支障が生じた場合は、監督員に通知するものとし、監督員が必要と認め変更を指示した場合は、この費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>			工種	種別	採取場所	摘要	アスファルトコンクリート表層工	碎石、碎砂、 スクリーニングス	栃木県佐野市		アスファルトコンクリート基層工	細砂	栃木県佐野市		アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工	碎石、スクリーニングス	栃木県佐野市		加熱アスファルト安定処理路盤工	細砂	栃木県佐野市		セメント安定処理路盤工	碎石、スクリーニングス	栃木県佐野市					
工種	種別	採取場所	摘要																													
アスファルトコンクリート表層工	碎石、碎砂、 スクリーニングス	栃木県佐野市																														
アスファルトコンクリート基層工	細砂	栃木県佐野市																														
アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工	碎石、スクリーニングス	栃木県佐野市																														
加熱アスファルト安定処理路盤工	細砂	栃木県佐野市																														
セメント安定処理路盤工	碎石、スクリーニングス	栃木県佐野市																														
正		<p>15-4 使用骨材等</p> <p>(1) 本工事に使用する主要骨材の生産地は、下表のとおりとする。これらの使用に当たっては、現地の生産業者と十分な協議を行い、品質、数量、納期について円滑な納入ができるよう調整するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>採取場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工</td> <td>碎石</td> <td>茨城県石岡市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>碎砂</td> <td>茨城県土浦市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工</td> <td>粗砂</td> <td>茨城県阿見町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>細砂</td> <td>千葉県香取市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セメント安定処理路盤工</td> <td>石粉</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>碎石</td> <td>栃木県佐野市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員の確認を得て他の材料を使用することができる。</p> <p>(3) 前記、産地からの材料調達に支障が生じた場合は、監督員に通知するものとし、監督員が必要と認め変更を指示した場合は、この費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>			工種	種別	採取場所	摘要	アスファルトコンクリート表層工	碎石	茨城県石岡市		アスファルトコンクリート基層工	碎砂	茨城県土浦市		アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工	粗砂	茨城県阿見町		加熱アスファルト安定処理路盤工	細砂	千葉県香取市		セメント安定処理路盤工	石粉	栃木県佐野市			碎石	栃木県佐野市	
工種	種別	採取場所	摘要																													
アスファルトコンクリート表層工	碎石	茨城県石岡市																														
アスファルトコンクリート基層工	碎砂	茨城県土浦市																														
アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工	粗砂	茨城県阿見町																														
加熱アスファルト安定処理路盤工	細砂	千葉県香取市																														
セメント安定処理路盤工	石粉	栃木県佐野市																														
	碎石	栃木県佐野市																														

## 首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

訂正箇所		正誤区分			
特記仕様書 18-2-1					
誤		交通規制の種別	区分内容	標準規制時間	摘要
		路肩規制 L × N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
		車線規制 L × N × M	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
		車線規制 L × N × M（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	18:00～翌6:00 (19:00～翌5:00)	
		車線規制 L × N × M（E 4）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	上り： 6:00～16:00 (7:00～15:00) 下り： 9:00～19:00 (10:00～18:00)	
		固定規制 A 1 A 2 A 3	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日路肩規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
		固定規制 B 1 B 2	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日中央分離帯規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	夜間設置 (通行止めにて実施)
		固定規制 C 1 C 2 C 3	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日車線規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
		固定規制 D 1 D 2	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する終日追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
<p>①L、N、Mは、共通仕様書19-3-3「支払」に示す注1)～注3)のとおり。</p> <p>②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>③( )内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。</p> <p>④路肩規制・車線規制・固定規制における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。</p> <p>⑤固定規制における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含まないものとする。</p> <p>⑥車線切替に際し、先頭固定規制が必要となった場合は原則として発注者が行うものとする。</p> <p>注) 交通規制の種別の（E 4）は東北自動車道での交通規制を示す。</p>					
正		交通規制の種別	区分内容	標準規制時間	摘要
		路肩規制 L × N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
		車線規制 L × N × M	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
		車線規制 L × N × M（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	18:00～翌6:00 (19:00～翌5:00)	
		車線規制 L × N × M（E 4）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	上り： 6:00～16:00 (7:00～15:00) 下り： 9:00～19:00 (10:00～18:00)	
		固定規制 A 1 A 2 A 3	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日路肩規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
		固定規制 B 1 B 2	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日中央分離帯規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	夜間設置 (通行止めにて実施)
		固定規制 C 1 C 2 C 3	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、終日車線規制を行うもので、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
		固定規制 D 1 D 2	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する終日追越車線規制をいい、「率計上工事に関する事項」の契約参考図書に示す交通規制図に基づき実施するもの。	終日	
<p>①L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)～注3)のとおり。</p> <p>②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>③( )内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。</p> <p>④路肩規制・車線規制における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。</p> <p>⑤固定規制における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含まないものとする。</p> <p>⑥車線切替に際し、先頭固定規制が必要となった場合は原則として発注者が行うものとする。</p> <p>注) 交通規制の種別の（E 4）は東北自動車道での交通規制を示す。</p>					